

科発 0614 第 1 号
令和 3 年 6 月 14 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公 印 省 略)

「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」の
遵守徹底について（依頼）

動物実験等の適正な実施について、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、平成 18 年に「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（最終改正：平成 27 年 2 月 20 日付け科発 0220 第 1 号厚生科学課長決定）を定め、動物実験等の適正な実施を図っているところです。

本指針においては、その適用対象として、「厚生労働省が所管する事業を行う法人」を含めており、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく事業を行う法人」を対象としています。

今般行われた令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業補助金厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省所管の機関における動物実験関連基本指針の遵守徹底および適正な動物実験等の方法の確立に向けた研究」（研究代表者：山海直 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）において、貴会にもご協力いただき、本基本指針の遵守状況等に関するアンケート調査を実施した結果、平成 28 年度の調査と比較して全ての項目で改善されていることが分かったものの、引き続き、継続した啓蒙の必要性があると報告されています。

つきましては、貴会管下の企業等に対し、本基本指針の遵守徹底について改めて周知いただきますようお願いいたします。

また、動物実験等を外部委託する場合には、委託先における本基本指針又は他省の基本指針に基づき適正な動物実験等が実施されることの確認に努めるよう、併せて周知方お願いいたします。

参考 1：「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf>

参考 2：令和 2 年度厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省所管の機関における動物実験関連基本指針の遵守徹底および適正な動物実験等の方法の確立に向けた研究」
研究成果報告書
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/145656/1>

科発 0614 第 1 号
令和 3 年 6 月 14 日

一般社団法人 日本安全性試験受託研究機関協議会 会長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公 印 省 略)

「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」の
遵守徹底について（依頼）

動物実験等の適正な実施について、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、平成 18 年に「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（最終改正：平成 27 年 2 月 20 日付け科発 0220 第 1 号厚生科学課長決定）を定め、動物実験等の適正な実施を図っているところです。

本指針においては、その適用対象として、「厚生労働省が所管する事業を行う法人」を含めており、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく事業を行う法人」を対象としています。

今般行われた令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業補助金厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省所管の機関における動物実験関連基本指針の遵守徹底および適正な動物実験等の方法の確立に向けた研究」（研究代表者：山海直 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）において、貴会にもご協力いただき、本基本指針の遵守状況等に関するアンケート調査を実施した結果、平成 28 年度の調査と比較して全ての項目で改善されていることが分かったものの、引き続き、継続した啓蒙の必要性があると報告されています。

つきましては、貴会管下の企業等に対し、本基本指針の遵守徹底について改めて周知いただきますようお願いいたします。

また、動物実験等を外部委託する場合には、委託先における本基本指針又は他省の基本指針に基づき適正な動物実験等が実施されることの確認に努めるよう、併せて周知方お願いいたします。

参考 1：「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf>

参考 2：令和 2 年度厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省所管の機関における動物実験関連基本指針の遵守徹底および適正な動物実験等の方法の確立に向けた研究」研究成果報告書

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/145656/1>

科発 0614 第 1 号
令和 3 年 6 月 14 日

一般社団法人 日本医療機器産業連合会 会長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公 印 省 略)

「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」の
遵守徹底について（依頼）

動物実験等の適正な実施について、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、平成 18 年に「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（最終改正：平成 27 年 2 月 20 日付け科発 0220 第 1 号厚生科学課長決定）を定め、動物実験等の適正な実施を図っているところです。

本指針においては、その適用対象として、「厚生労働省が所管する事業を行う法人」を含めており、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく事業を行う法人」を対象としています。

今般行われた令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業補助金厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省所管の機関における動物実験関連基本指針の遵守徹底および適正な動物実験等の方法の確立に向けた研究」（研究代表者：山海直 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）において、貴会にもご協力いただき、本基本指針の遵守状況等に関するアンケート調査を実施した結果、平成 28 年度の調査と比較して全ての項目で改善されていることが分かったものの、引き続き、継続した啓蒙の必要性があると報告されています。

つきましては、貴会管下の企業等に対し、本基本指針の遵守徹底について改めて周知いただきますようお願いいたします。

また、動物実験等を外部委託する場合には、委託先における本基本指針又は他省の基本指針に基づき適正な動物実験等が実施されることの確認に努めるよう、併せて周知方お願いいたします。

参考 1：「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf>

参考 2：令和 2 年度厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省所管の機関における動物実験関連基本指針の遵守徹底および適正な動物実験等の方法の確立に向けた研究」
研究成果報告書
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/145656/1>

科発 0614 第 1 号
令和 3 年 6 月 14 日

日本化粧品工業連合会 会長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公 印 省 略)

「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」の
遵守徹底について（依頼）

動物実験等の適正な実施について、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、平成 18 年に「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（最終改正：平成 27 年 2 月 20 日付け科発 0220 第 1 号厚生科学課長決定）を定め、動物実験等の適正な実施を図っているところです。

本指針においては、その適用対象として、「厚生労働省が所管する事業を行う法人」を含めており、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく事業を行う法人」を対象としています。

今般行われた令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業補助金厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省所管の機関における動物実験関連基本指針の遵守徹底および適正な動物実験等の方法の確立に向けた研究」（研究代表者：山海直 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）において、貴会にもご協力いただき、本基本指針の遵守状況等に関するアンケート調査を実施した結果、平成 28 年度の調査と比較して全ての項目で改善されていることが分かったものの、引き続き、継続した啓蒙の必要性があると報告されています。

つきましては、貴会管下の企業等に対し、本基本指針の遵守徹底について改めて周知いただきますようお願いいたします。

また、動物実験等を外部委託する場合には、委託先における本基本指針又は他省の基本指針に基づき適正な動物実験等が実施されることの確認に努めるよう、併せて周知方お願いいたします。

参考 1：「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/honbun.pdf>

参考 2：令和 2 年度厚生労働科学特別研究事業「厚生労働省所管の機関における動物実験関連基本指針の遵守徹底および適正な動物実験等の方法の確立に向けた研究」
研究成果報告書
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/145656/1>